

規則第12条の2区画に関する判定資料報告書

堺市消防長 殿
(消防署長)

住 所

電話番号

氏 名

消防法施行規則第12条の2の規定に基づき、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造として区画等の適否を判定した結果、下記のとおりでありますので報告します。

記

防火対象物	所在地						
	名称 (棟)						
	用途		構造				
	規模	階数	地上	階	地下	階	延べ面積
判定							
<input type="checkbox"/> 第1項第1号に適合（準耐火構造の壁及び床で区画：基準面積が1000m ² 未満のもの） →様式第39号②による判定							
<input type="checkbox"/> 第1項第2号に適合（耐火構造の壁及び床で区画：基準面積が1000m ² 以上のもの） →様式第39号③による判定							
<input type="checkbox"/> 第2項に適合 →様式第39号④による判定							
<input type="checkbox"/> 第3項に適合 →様式第39号⑤による判定							
※ 経 過 欄							

備 考

- 1 氏名欄は、建物の所有者、占有者又は管理者の氏名を記入すること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。

区 画 の 状 況				
階	F	区画の名称	区画の面積	※ m ²
区 画 の No. ()	1 居室の状況 (条件①又は② のいずれかに適 合)	【条件①】 室内の仕上げ <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃 (廊下の場合を除く)		
		【条件②】 <input type="checkbox"/> 入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存し、延べ面積が27.5m ² 未満のも のであること。		
		<input type="checkbox"/> 居室を壁、柱、床及び天井で区画 (天井のない場合は屋根)		
		<input type="checkbox"/> 出入口に随時開くことのできる自動閉鎖装置付の戸が設けられていること		
		<input type="checkbox"/> 入居者等の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間 が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないも の。 ※別途、確認できる資料を提出すること 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件 (平成26年消防庁告示第4号)		
		<input type="checkbox"/> 省令第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、 煙感知機であること。		
		<input type="checkbox"/> 入居者の利用する居室の開口部は以下のすべてに適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用や自 動火災報知設備との連動により解錠するもの等、破壊せずに解錠できること ・ 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面していること ・ 開口部の大きさは、規則第5条の2第1項に規定されるものであり、かつ、車 椅子等による避難が容易である掃き出し窓であること 		
		<input type="checkbox"/> 廊下や玄関、勝手口を経て屋外へ到達することができる経路及び上段の開口部を 介して屋外へ到達することができる経路の2以上異なった避難経路が確保されてい ること		
	2 開口部 の面積	<input type="checkbox"/> 1の開口部の面積 4m ² 以下 <input type="checkbox"/> 開口部の合計面積 8m ² 以下		
	3 開口部 の措置	<input type="checkbox"/> 防火戸 (随時開くことのできる自動閉鎖装置付) 上記以外の場合 <input type="checkbox"/> 防火戸 (随時閉鎖することができる煙感知器連動) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設ける場合 <input type="checkbox"/> 防火戸 (直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、幅7.5cm 以上、高さ180cm以上、下端の床面からの高さ15cm以下)		
	4 区画 の面積	<input type="checkbox"/> 100m ² 以下であり、4以上の居室を含まない		

様式第39号③

区 画 の 状 況					
階	F	区画の名称		区画の面積	※ m ²
区 画 の No. ()	室内の仕上げ	<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃 (廊下の場合を除く)			
	開口部の面積	<input type="checkbox"/> 1の開口部の面積 4 m ² 以下 <input type="checkbox"/> 開口部の合計面積 8 m ² 以下			
	開口部の措置	<input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (随時開くことができる自動閉鎖装置付)			
		上記以外の場合 <input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (随時閉鎖することができる煙感知器連動) <input type="checkbox"/> 鉄製網入ガラス戸 (主たる出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下等に面し、かつ、その面積の合計4 m ² 以下) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設ける場合 <input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、幅75cm以上、高さ180cm以上、下端の床面からの高さ15cm以下)			
区画の面積	<input type="checkbox"/> 200 m ² 以下				
区 画 の 状 況					
階	F	区画の名称		区画の面積	※ m ²
区 画 の No. ()	室内の仕上げ	<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃 (廊下の場合を除く)			
	開口部の面積	<input type="checkbox"/> 1の開口部の面積 4 m ² 以下 <input type="checkbox"/> 開口部の合計面積 8 m ² 以下			
	開口部の措置	<input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (随時開くことができる自動閉鎖装置付)			
		上記以外の場合 <input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (随時閉鎖することができる煙感知器連動) <input type="checkbox"/> 鉄製網入ガラス戸 (主たる出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下等に面し、かつ、その面積の合計4 m ² 以下) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設ける場合 <input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、幅75cm以上、高さ180cm以上、下端の床面からの高さ15cm以下)			
区画の面積	<input type="checkbox"/> 200 m ² 以下				
備 考					

特定防火設備である防火戸：建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸

区 画 の 状 況	
1 用途	<input type="checkbox"/> 6項イ(1) <input type="checkbox"/> 6項イ(2) <input type="checkbox"/> 6項ロ
2 居室の 存する階	<input type="checkbox"/> 入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存する
3 面積	<input type="checkbox"/> 延べ面積100㎡未満
1 居室の状況 (条件①又は② のいずれかに適 合)	【条件①】 室内の仕上げ <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃 (廊下の場合を除く)
	【条件②】 <input type="checkbox"/> 入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存し、延べ面積が275㎡未満のものであること。
	<input type="checkbox"/> 居室を壁、柱、床及び天井で区画 (天井のない場合は屋根)
	<input type="checkbox"/> 出入口に随時開くことのできる自動閉鎖装置付の戸が設けられていること
	<input type="checkbox"/> 入居者等の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの。 ※別途、確認できる資料を提出すること 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件 (平成26年消防庁告示第4号)
	<input type="checkbox"/> 省令第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、煙感知機であること。
	<input type="checkbox"/> 入居者の利用する居室の開口部は以下のすべてに適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用や自動火災報知設備との連動により解錠するもの等、破壊せずに解錠できること ・ 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面していること ・ 開口部の大きさは、規則第5条の2第1項に規定されるものであり、かつ、車椅子等による避難が容易である掃き出し窓であること
	<input type="checkbox"/> 廊下や玄関、勝手口を経て屋外へ到達することができる経路及び上段の開口部を介して屋外へ到達することができる経路の2以上異なった避難経路が確保されていること
備 考	

様式第39号⑤

区 画 の 状 況	
1 用途	<input type="checkbox"/> 16項イ（5項ロ及び6項ロに掲げる用途以外が存しないものに限る）
2 面積	<input type="checkbox"/> 6項ロ部分の延べ面積275㎡未満
3 構造	<input type="checkbox"/> 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画
4 廊下	<input type="checkbox"/> 特定住戸部分の主たる出入口が、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）第4（4）に定める廊下に面している
5 特定住戸部分 の主たる出入口 （条件①又は②の いずれかに適合）	【条件①】 <input type="checkbox"/> 防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付）
	【条件②】 <input type="checkbox"/> 防火戸（随時閉鎖することができる煙感知器連動） 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設ける場合 <input type="checkbox"/> 防火戸（直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、幅75cm以上、高さ180cm以上、下端の床面からの高さ15cm以下）
6 室内の仕上げ	<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃（廊下の場合を除く）
7 廊下に通ずる 通路	① <input type="checkbox"/> 居室から4の廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しない
	② <input type="checkbox"/> 居室の開口部のうち4の廊下に通ずる通路に面するものは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの戸（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料で造られたものに限る。）を設置
8 感知器種別	<input type="checkbox"/> 居室及び通路に煙感知器を設置
9 面積	<input type="checkbox"/> 特定住戸部分の各住戸の面積が100㎡以下
備 考	

特定住戸部分：令別表第一（16）項イに掲げる防火対象物（同表（5）項ロ及び（6）項ロに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。）の部分で同表（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、延べ面積が275㎡未満のもの（省令第12条の2第1項第1号に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。）